

関ヶ原古戦場アプリケーション制作業務委託 質問及び回答

| No. | 質問日 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|--------------------------|---|--|
| 1 | 平成30年9月26日 | 仕様書20ページ (1)アプリの開発・公開 | Android OS 5.0 以上対応とし、「タブレット端末」は対象とされますでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 2 | 平成30年9月26日 | 仕様書20ページ (1)アプリの開発・公開 | Apple Developer Program、Google play Developer Consoleアカウントについて岐阜県様にて保有されていますでしょうか。保有されている場合、本事業での利用を希望致します。その際、契約・維持に係る経費は岐阜県様よりお支払いをお願い申し上げます。 | 当県ではApple Developer Program、Google play Developer Consoleアカウントは保有しておりません。 |
| 3 | 平成30年9月26日 | 仕様書20ページ (1)アプリの開発・公開 | App store、Google Playへの公開は、AppおよびGoogleの審査に準拠いたします。岐阜県様、弊社とも、コントロールができません。やむを得ず平成31年3月20日(水)の公開に間に合わない場合、協議のうえ公開日決定することは可能でしょうか。 | 仕様書のとおり、平成31年3月20日(水)までにApp store、Google Playから入手可能とするために、必要な手続きを行っていただくこととなります。 |
| 4 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (5)アプリの周知 | PR用チラシはどこで配布する予定ですか。 | ご提案いただくアプリの周知の内容をふまえ、観光客等に効果的にPRできる配布先を今後検討します。 |
| 5 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (5)アプリの周知 | PR用チラシはデータのための納品で、平成31年3月20日～3月31日までのPR期間に使用いたしますか。 | PR用チラシはデータのための納品です。 なお、チラシによるPR期間に定めはありません。 |
| 6 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (5)アプリの周知 | YouTube等、岐阜県様公式チャンネルはお持ちでしょうか。 | 当県にはYouTube等の公式チャンネルはありませんが、関ヶ原古戦場ランドデザイン公式サイト「みる！しる！かわる！関ヶ原」に動画を載せるためのアカウントは保有しています。 |
| 7 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (4)アプリの保守管理 | 委託期間である平成31年3月31日(日)までを示されていますでしょうか。 | 県からの問い合わせについては、平成31年3月29日(金)まで受付、対応してください。 なお、ユーザーからの問い合わせについては、平成31年3月31日(日)まで受付、対応してください。 |

| | | | | |
|----|------------|--|--|---|
| 8 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (4)アプリの保守管理 | エラーの記録、電話口での齟齬を無くす、正確な情報の共有を目的にメールによる連絡を基本とすることを要望いたします。如何でしょうか。 | アプリの不具合等の問い合わせについては、迅速性を重視し、「県からの問い合わせについては、平日(月から金まで。ただし、祝日・年末年始は除く。)の午前9時00分から午後5時00分までは原則電話により受付、対応すること。」とし、メール利用は補完的な手法としていただくこととしています。 |
| 9 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (4)アプリの保守管理 ・管理者側でリアルタイムに、アプリのダウンロード数(OS別)、コンテンツの閲覧数などの利用実績に関する情報を閲覧できる管理システムを提供すること。 | これらは一覧できる必要はありますか。 | 形式は問いませんが、アプリのダウンロード数(OS別)、コンテンツの閲覧数などの利用実績を示していただく必要があります。 |
| 10 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (4)アプリの保守管理 ・管理者側でリアルタイムに、アプリのダウンロード数(OS別)、コンテンツの閲覧数などの利用実績に関する情報を閲覧できる管理システムを提供すること。 | 閲覧は別々の場所でも問題ないでしょうか。(外部の仕組みを活用予定) | 閲覧場所につきましては、別々の場所でも問題ありません。 |
| 11 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (4)アプリの保守管理 | 「作業業務の汎用性」とは何を指していますでしょうか。 | 「作業業務の汎用性」とは、本委託業務で制作するアプリケーションの作成者でなくても、保守管理業務をしやすいかどうかを指しています。 |
| 12 | 平成30年9月26日 | 仕様書22ページ (4)アプリの保守管理 | 対応は「委託業務期間(平成31年3月31日)」までで宜しいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 13 | 平成30年9月26日 | 募集要項17ページ 企画提案書 | 委託業務仕様項目により、ご提案させて頂きたい内容の量が異なります。項目により、指定枚数を超えたり、指定枚数を超えないことが想定されます。総枚数21枚(業務実績書は除く)と指定総枚数と合致していれば企画提案書として受理可能でしょうか。 | 各項目の指定枚数(片面印刷)のとおり、企画提案書をご提出ください。 |

| | | | | |
|----|------------|---|--|--|
| 14 | 平成30年9月26日 | 著作権特記事項 25ページ (成果物等の印刷物、電子データ等が入った納入物の提供) | 納入物にアプリケーションファイル及びソースコード一式とありますが、これは本業務のために開発する機能に関するものと捉えてよろしいでしょうか。例えば、AR機能や地図機能など、既に開発者に公開されている開発環境(SDK)を入手することで、より良い体験をお客様にご提供することが可能です。但し、こういった環境のソースコードは公開することが不可能です。こういったSDKの利用は可能でしょうか、不可能でしょうか。 | 既に開発者によって公開されている開発環境(SDK)につきましては、利用可能です。それにつきましては当県にソースコードの提供が不可能の場合、必ずしも提供を求めものではございません。 |
| 15 | 平成30年9月27日 | 仕様書22ページ 5 基礎資料 | 提案書作成にあたり、「必見！関ヶ原(仮題)」の内容を事前に公開いただくことは可能でしょうか。 | 「必見！関ヶ原(仮題)」は発行前のため、公開できません。 |
| 16 | 平成30年9月27日 | 仕様書20ページ (2)アプリのコンテンツ制作 (イ)360° 動画やVR技術を活用した映像による戦況解説機能 | これまでに岐阜県様の方で制作された、動画をご提供いただくことは可能でしょうか。もしくは、新たに撮影が必要でしょうか。 | 基礎資料として県から提供するデータを利用いただき、必要なものは、新たに撮影、制作してください。 |
| 17 | 平成30年9月27日 | 仕様書20ページ (2)アプリのコンテンツ制作 (エ)ウォーキングガイドマップ機能 | 地図作成の仕様について、国土地理院を指定されている理由がありましたら、教えてください。また、Googlemapなどを利用した提案は可能でしょうか。Googlemapを提案する理由としましては、今後の多言語化対応などを容易にするためにご提案したいと考えております。 | 当県で制作しました、関ヶ原七武将ウォーキングガイドマップは国土地理院発行の地図を元に制作しており、マップとのイメージを合わせるため、地図作成の仕様として国土地理院を指定しています。 |
| 18 | 平成30年9月27日 | 仕様書20ページ (1)アプリの開発・公開 | 今回制作をするアプリケーションは、受託者の名前でGoogle Play、App storeに申請・公開する事でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |

| | | | | |
|----|------------|--------------------|---|---|
| 19 | 平成30年9月27日 | 仕様書22ページ 5 基礎資料 | 空間データ、軍のシミュレーションデータは、提案資料作成時に、提案者側に内容を開示(データ提供)していただくことはできませんでしょうか。Unityで制作をされている上記のデータの中身を把握しないことには、より良い提案が難しいと考えております。 | 空間データ、軍のシミュレーションデータにつきましては、10月3日(水)より、希望事業者様に貸与します。なお、貸与の際は電子データ等借用に係る誓約書を提出してください。 |
| 20 | 平成30年9月28日 | 募集要項6ページ 2 評価会議 | プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等の機材の使用不可。提出した資料のみでプレゼンテーション実施、とのことですが、スマートフォンやタブレット端末を使用することも認められませんか。技術力やデザイン力をご確認いただくためには、実機にてご覧いただくことは重要かと考えております。 | プレゼンテーションの場において、スマートフォンやタブレット端末を使用し参考アプリとして、提案者(=アプリ制作の主体となる者)が企画段階から携わって制作したアプリで、本委託業務の参考となるアプリを実演することは差し支えありませんが、実演時間はプレゼンテーション時間(20分以内)に含まれます。なお、使用するスマートフォン、タブレットは提案者が用意してください。 |